

# 申告と納税は期限内に!

	<b>申告期限及び納期限</b>	<b>振替日</b> (振替納税をご利用の方)
<b>申告所得税及び復興特別所得税</b>	平成30年 <b>3月15日(木)</b>	平成30年 <b>4月20日(金)</b>
<b>消費税及び地方消費税(個人事業者)</b>	平成30年 <b>4月2日(月)</b>	平成30年 <b>4月25日(水)</b>
<b>贈与税</b>	平成30年 <b>3月15日(木)</b>	<b>振替納税はありません</b>



第198号  
平成30年2月発行

発行所  
公益社団法人 伏見納税協会  
伏見納貯組合連合会  
京都市伏見区深草墨染町44-14  
電話 075 (641) 0998番

編集発行人  
専務理事 高島康朗

## 振替納税をご利用でない方へ

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、金融機関、税務署の納付窓口又はクレジットカード納付(注)で納期限までに納付してください。

また、振替納税をご希望の方は、所轄の税務署に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までにご提出ください。

(注) インターネットを利用した、クレジット納付ができます(税務署や金融機関の窓口においては、クレジット納付はご利用できません。)。詳しくは、税務署(管理運営担当)までお問い合わせください。

納税には **便利で安全な振替納税(口座振替)** をお勧めします!

**伏見税務署の申告相談会場は**  
今年も **2月16日(金)** 開設です。  
 相談受付は **16時** までです  
 会場の混雑状況に応じて早めに締め切ることがございますので、早めにお越しください。

開設直後と期限間際は大変混雑します  
 また、**月曜日**と**水曜日**が混雑します  
 本年は駐車場が**昨年の半分程度**となりますので、公共交通機関をご利用ください

開設直後と期限間際は避けた方がよさそうだね……

伏見税務署への車での来署は  
 び遠慮ください!



# 医療費控除は 明細書の作成により 領収書の提出が不要となりました



改正の  
ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに  
“医療費控除の明細書”の添付  
が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で**5年間保存**する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知(「医療費のお知らせ」等)の中に次の6項目が記載されている場合は、その通知書を添付することで、医療費の明細の記入を省略できます。

- [①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院等の名称  
⑤被保険者が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称]

医療費控除の申告は

**確定申告書等作成コーナーで!**

「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー



[www.keisan.nta.go.jp](http://www.keisan.nta.go.jp)



AIG 損保  
納税協会のビジネスガード  
**Business Guard**

企業防衛・福利厚生目的に納税協会のビジネスガードシリーズ

会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償  
会社で入る医療補償  
初年度は損益から保険料を対応し、  
別経費科目で支払える。  
地域社会に貢献する  
企業向け第三者賠償責任保険

**ハイパー任意労災**(補償災害総合保険)  
**ハイパースケル**(補償災害総合保険×スケル特約)  
**スマートプロテクト**(総合事業直保特約)  
**ビジネスガードAUTO**(補償協会の自動車保険)  
**SiARs**(事業総合賠償責任保険)

火災と地震災害に備える  
個人情報の漏えい事故対策  
マイナンバー対応  
役員個人を取り巻く  
役員退職給付金に備える  
飲食料品・化粧品のリコール時に  
発生する様々な費用を補償  
海外進出企業向けサポートプラン

**日本企業向け企業地震保険**  
**情報漏えいガード**(個人情報保護保険)  
**MRP保険**(マネージャースタッフプロテクト保険)  
**CPI**(生産物品質保険・CPI関連特約)  
**WorldRisk**

**AIG損害保険株式会社**  
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

京都営業支店

〒600-8372  
京都市下京区五条通大宮南門前町480(富士火災京都ビル8F)  
TEL.075-371-2111 FAX.075-341-4380  
(受付時間:午前9時から午後5時まで土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2018年1月時点の内容です。(B-180011 2020-01)

## 伏見税務署・近畿税理士会伏見支部と確定申告相談体制について打合せ



個人部会は、納税協会会議室において1月17日、税務署・税理士会と、平成29年分確定申告相談体制等について打合せを行った。

本年度から納税協会との共催事業はなくなったため会員による受付補助としての業務は廃止された。

また、手続が改正された医療費控除の説明に対し、出席者から活発に質問がされていた。



## 法人部会で研修会を開催

法人部会は、1月24日、京都タワーホテルにおいて研修会を開催した。

冒頭、大倉法人部会長の挨拶の後、「すぐに役立つ雇用トラブル対策のポイント」～中小企業の労務管理から見る経営力の強化～について講師赤澤将氏による講演があった。

参加者からは、これからの業務に大変参考になったとの意見が寄せられていた。



## 京都教育大学附属桃山小学校で租税教育



竹中副会長は、1月16日租税教育の一環として京都教育大学附属桃山小学校6年生65人を対象に講演した。これは平成28年、29年、今回と3年連続の講演となった。

講演後、3人1組となり少子高齢化を踏まえ、今後の税の在り方について議論し、各組から発表があった。「国会議員の報酬を減らし、その額を他にまわす。」「税目を増やしたらどうか。」等、6年生とは思えないすばらしい発表があった。

これからの日本を背負う子供たちにとって税を考え、未来の日本を考える有意義な時間となった。

## 決算・申告相談日程

次の日程で税理士による決算・申告相談を行います。e-Taxもできます。

●開催日 2月5日(月)～9日(金)・13日(火)・14日(水)

●時間 10時～15時 ●場所 伏見納税協会2階

なお、納所・淀は2月7日、住吉・竹田口は2月14日、たばこは2月21日・22日

※各分科会ごとに割り振り、案内しておりますが、都合の悪い方は、納税協会で開催している日であれば、いつ来られても結構です。

### 府税だより

## 個人事業税

#### ◆個人事業税が課税される方

- 第一種事業……物品販売業、不動産貸付業、製造業、駐車場業、請負業など37業種
- 第二種事業……畜産業、水産業、薪炭製造業の3業種
- 第三種事業……医業、歯科医業、弁護士業、税理士業、理容業、美容業など30業種

#### ◆税額の計算方法

$$\left( \text{前年所得金額} - \text{事業主控除} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

- 所得金額の計算は、原則として所得税の事業所得及び不動産所得の計算に基づき総収入金額から必要経費を控除して行います。ただし、青色申告をされている方は、青色申告控除前の金額となります。
- 事業主控除は年間290万円です。(年の途中で開・廃業された場合は月割額)
- 税率
  - ・第一種事業……5%
  - ・第二種事業……4%
  - ・第三種事業……5% (あん摩等・装蹄師の各業種は3%)

#### ◆納める時期と方法

- 納期限は、第1期分が平成30年8月31日(金)、第2期分が11月30日(金)です。  
ただし、年の途中で事業を廃止されたり、税務署に修正申告をされた場合などは、随時に課税されます。  
また、税額が1万円以下の場合には第1期分のみとなります。
- お送りする納税通知書(納付書)により最寄りの金融機関、コンビニ又は近畿二府四県の郵便局若しくは府税事務所で納付してください。(納付には便利で確実な口座振替のご利用を)

#### ◆詳しくは、京都南府税事務所 個人事業税課へ(電話：075-692-1391)

## 自動車税

#### ◆自動車税が課税される方

毎年4月1日現在の自動車の登録名義人に対して課税される税金です。

今年は、平成30年5月31日(木)が納期限となっています。

転売や下取りに出された場合は、近畿運輸局京都運輸支局で名義変更や抹消登録など所定の手続きを3月末日までに済ませてください。

業者に依頼された場合は、手続き完了の確認をしてください。

#### ◆住所を変えられたときは

自動車検査証の住所の変更手続きを、近畿運輸局京都運輸支局で行ってください。

また、同時に住所変更に係る届出書を京都府自動車税管理事務所へ提出してください。

#### ◆車検を受けられるときは

自動車税(延滞金を含む。)を全額納付済であることが必要です。

車検の際には運輸支局で納付状況の確認ができますが、納付後すぐに車検を受けられる場合など、「納税証明書」の提示が必要な場合があります。

#### ◆詳しくは、京都南府税事務所 管理課へ(電話：075-692-1321)

### ～個人事業税・自動車税の納付は便利な口座振替で～

銀行、信用金庫など府内金融機関の窓口に備え付けの「京都府税口座振替納付申込依頼書」に住所・氏名・口座番号など必要事項を記入し、通帳届出印を押印の上、お取り引きのある金融機関に提出してください。

#### ◆詳しくは、京都南府税事務所 管理課へ(電話：075-692-1321)

# 申告相談会場のご案内

ところ	とき	平成30年2月					
		6(火)	7(水)	8(木)	9(金)	15(木)	16(金)
京都市醍醐交流会館ホール (パセオダイゴロー西館2階) 醍醐高畑町30-1		●	●	●	●		
淀連合自治会淀会館2階ホール 淀池上町131-1 (近畿税理士会伏見支部主催)						●	●

【開設時間】 午前9時30分から12時、13時から16時までです。

※ 12時から13時までは、相談は行っておりません。

※ 相談の受付時間は15時までですが、混雑の状況により早めに受付を終了させていただく場合があります。

※ 淀連合自治会淀会館会場では、申告書の収受はいたしません。

# 広域申告センターのご案内

2月18日(日)

2月25日(日)

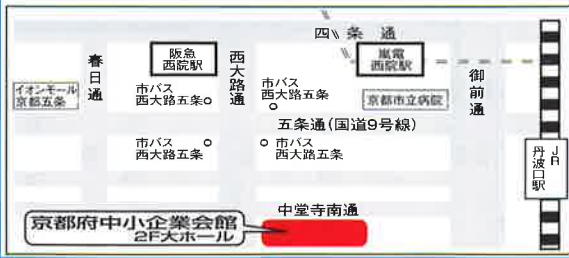
の2日間、以下の申告書作成会場を開設しております。

## 京都会場

相談受付時間 9:00 ~ 16:00

京都府中小企業会館2F大ホール

JR「丹波口駅」徒歩約13分 / 阪急「西院駅」徒歩約15分



ご注意!!

- 各会場の開設時間は、上記案内図のとおりですが、混雑の状況により早めに相談受付を終了させていただく場合があります。
- 各会場へは、公共の交通機関をご利用ください。
- 各会場への直接の問い合わせはご遠慮ください。
- ご不明な点は、最寄りの税務署へお尋ねください。

**CAI 格安レンタカー!!**

とってもお手軽!!  
コース・オプションを選ぶだけ!  
▼コンパクト マーチクラス

ご予約は  
AM8:00~PM8:00

1時間 **¥800**

1日乗り  
12時間 **¥2500**

**0120-959-600**

IDEMITSU 田田商事株式会社  
京都府伏見区  
キャルレンタカー

深草橋大前店 国道大手筋店 新堀川丹波橋店

文具事務用品

塚本光文堂

京都伏見大手筋  
TEL・FAX 611-5439

申告はe-Taxで!!